

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第4項の規定に基づき公益財団法人愛媛県視覚障害者協会（以下「この法人」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 通常寄付金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金
- ② 公募寄付金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(通常寄付金の募集及び用途)

第3条 この法人は常時通常寄付金を募ることができる。

2 通常寄付金の種類及び用途は次のとおりとする。

- ① 一般寄付金 用途の定めがない寄付金又は法人の管理運営に使用することができる寄付金をいう。
- ② 第80回全国視覚障害者福祉大会(愛媛大会)寄付金 令和9年度開催の第80回全国視覚障害者福祉大会(愛媛大会)の開催に使用する目的で受領した寄付金をいい、指定正味財産として特定資産に積立てられるものとする。

3 通常寄付金を募るときは、寄付者の意思を尊重し用途を確認するために、寄付者から別に定める「寄付申込書」を受領するものとする。

(公募寄付金の募集)

第4条 公募寄付金を募集するときは、募集の趣旨若しくは目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途（計画）及びその他（寄付金の募集に）必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 公募寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 公募寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 通常寄付金又は公募寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、寄付金の使途、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 この法人は、公募寄付金の募集期間終了後速やかに寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄付金)

第8条 この法人は個人又は団体より特別寄付金を受領することができる。受領に際して寄付書にて寄付者の資金使途等の意思を確認する。

2 前項の寄付金について寄付者から資金使途及び寄付金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄付金下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、理事会の承認を得て当該寄付金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ③ 寄付金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

(個人情報保護)

第9条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務める者とする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 4 月 23 日から施行する。(令和 5 年 4 月 23 日理事会決議)

この規程は令和 6 年 3 月 3 日から施行する。(令和 6 年 3 月 3 日理事会決議)